

この街 あの人 この人

ちはら台生まれのプロ野球選手が誕生へ 郡司裕也さん(慶應義塾大学)



プロの門を叩いた市原市出身の新星

その日、ちはら台出身の21歳の彼は、「大きな試合でも緊張しないのに、とても時間が長く感じた」と話します。10月17日に行われたプロ野球ドラフト会議。緊張感の漂う会場で読み上げられた、中日ドラゴンズの4位指名。「郡司裕也 捕手 慶應義塾大学」のアナウンスが聞こえたとき、郡司さんはまず何より「ほっとした」そうです。それからプロになれる喜びを噛みしめました。

兄の背中を追って野球の道へ

「小さいころ御影台公園で兄とよくキャッチボールをしていました」と懐かしむ郡司さん。小学2年生のとき、兄のプレーする姿を見て野球を始め、地元チームのちはら台ファイターズに入りました。捕手に自分の居場所を見つけるとすぐにその頭角を現し始め、小学6年生で千葉ロッテマリーンズJr.のメンバー入り。中学時代は千葉市シニアでプレーし、全国大会で優勝を果たすなど輝かしい成績を収めます。

高校で人生が、大学で野球観が変わった

高校進学では兄が進んだ慶應義塾高校を目指すも、不合格。初めての挫折を味わうものの、名門の仙台育英高校から声がかかり、ここでさらに技術を磨きます。3年生の夏には甲子園で準優勝、高校日本代表に選ばれるなど、大舞台を経験しました。卒業後は努力が実り、念願の慶應大学に合格。1年生から4番で捕手を任された



リーグ戦で9本塁打を放つ打撃力(4年春終了時点)

郡司さんは、監督から試合の先を読み取りリードする術を学び、大局観を備えた強肩強打の選手に成長。そして、ついにプロの世界から指名を獲得しました。

チームの正捕手を目指して

そんな彼に目標の選手を尋ねると、谷繁元信選手の名を上げます。「中日が11年連続でAクラス(上位3位以内)だった時代、谷繁選手が引っ張っていた」と話し、「チームを安定させられる存在になりたい」とレギュラーの座への意欲を示します。また、連日の災害についても触れ、「よく知る風景が被災している報道を見て心が痛む。自分の頑張りや皆さんの明るいニュースになれば」と、意気込みを語りました。

大学の秋季リーグの早慶戦を経て、いよいよ1月からは球団での練習がスタート。郡司選手の今後の活躍に目が離せません。

台風15号・19号で被災された方への支援情報

詳しくは問合先にご相談ください

り災証明書・被災証明書を交付

住宅などが被災した人へ交付する証明書について、すでに交付を受けた人が台風19号等により被害が拡大されたとき、再度交付申請を受け付けます。

受付場所 市役所第1庁舎1階・各支所(支所は平日のみ)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

問合先 固定資産税課☎(23)9812

各種証明書手数料を免除

台風15号・19号で被災した方で、復旧のための手続きなどに各種証明書が必要なおとき、発行する手数料を免除します。

受付期間 台風15号によるもの=令和2年9月9日まで
台風19号によるもの=令和2年10月12日まで

問合先 市民課☎(23)9803

見舞金・災害援護資金などを支給

市災害見舞金

り災証明書の判定で半壊以上か床上浸水となった世帯、傷害を受けた人に見舞金を支給します。

被害の状況	見舞金額	
	一般世帯	一人世帯
住家の全壊	500,000円	400,000円
住家の大規模半壊	250,000円	200,000円
住家の半壊	30,000円	20,000円
床上浸水	20,000円	10,000円
重傷者	入院期間が1か月以上 1人につき 50,000円	
	入院期間が2週間以上1か月未満 1人につき 20,000円	

生活再建支援金

り災証明書の判定で全壊・解体が大規模半壊となった世帯に支援金を支給します。

支給額(かっこ内は単身世帯)

(1)基礎支援金 全壊・解体世帯=100万円(75万円) 大規模半壊=50万円(37.5万円)

(2)住宅の再建への加算支援金 建設・購入=200万円(150万円) 補修=100万円(75万円) 賃借=50万円(37.5万円)

問合先 保健福祉課☎(23)9768

県災害見舞金

り災証明書の判定で全壊となった世帯と治療に1か月以上かかる見込みの重傷者に見舞金を支給します。

見舞金額 住家の全壊=100,000円

重傷者=1人につき30,000円

災害障害見舞金

災害による負傷や疾病で精神か身体に著しい障がいが出たとき、見舞金を支給します。

見舞金額

生計維持者が重度の障がいを受けた=250万円

その他の者が重度の障がいを受けた=125万円

災害援護資金の貸し付け

災害で負傷、または住居・家財が損害を受けた人に、生活再建のための資金を貸し付けします。期間や所得制限についてはお問い合わせください。

貸付 限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
	当該負傷のみ	150万円
家財の3分の1以上の損害	250万円	
住居の半壊	270万円	
住居の全壊	350万円	
②世帯主に1か月以上の負傷がない場合		
家財の3分の1以上の損害	150万円	
住居の半壊	170万円	
住居の全壊(工の場合は除く)	250万円	
住居の全体の滅失又は流失	350万円	

強い農業・担い手づくり総合支援交付金

台風15号で被害を受けた農産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建・修繕などを支援します。

対象 農業経営を継続する被災農家の方 ※対象となる事業費の最低金額等の条件があります。

問合先 農林業振興課☎(36)4187

水道料金や下水道使用料の減免など

台風15号・19号で被害を受けた方に漏水による水道料金や下水道使用料の減免等を行います。詳しくはお問い合わせください。

問合先 県営水道料金=千葉水道事務所市原支所☎(41)1362、市営水道料金=給水課☎(23)9861、下水道使用料・下水道受益者負担金=下水道管理課☎(23)9043

借上げ住宅の提供

対象 台風15号・19号で被災した方で、り災証明により「全壊」または「半壊」の認定を受け、引き続き居住することが困難な市内の住宅に被災時点で居住していた世帯。なお、当該住宅を世帯の構成員が所有するときに限る。

問合先 住宅課☎(23)9841

開発行為許可などの申請手数料

台風15号・19号の被害により、住宅の建て替えなどをすると、開発行為許可・建築確認などの申請手数料が減免となる場合があります。

問合先 宅地課☎(23)9839、建築指導課☎(23)9840

住宅の応急修理・障害物除去に補助

台風15号・19号により被災した住宅(半壊、大規模半壊)の日常生活に必要な部分の応急修理等の支援の申し込みを受け付けます。

内容 (1)応急修理 (2)障害物除去

対象 (1)台風15号・19号の被害と直接関係ある修理(通電火災の被害や内装、家電製品は対象外) (2)居室、台所、玄関、便所など、生活に必要な場所にある土砂

補助限度額(1世帯当たり) (1)595,000円 (2)135,400円

問合先 都市計画課☎(23)9838

